

霧島市条例第 66 号
令和元年 12 月 27 日

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例(平成 17 年霧島市条例第 244 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,320 円	540 円
	760 円
6,480 円	
7,560 円	1,080 円

」を

「

4,400 円	550 円
	780 円
6,600 円	
7,700 円	1,100 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。